

1 付託事件審査

○委員長(工藤 篤) おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

まず議題の確認ですが、配付のとおり進めたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 篤) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

まず、1の付託事件審査でございますが、提出者の説明については省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 篤) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、議案第15号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下議案13件を一括議題といたします。

御質疑ございませんか。はい、出村委員、お願いします。

○出村 勝彦委員 おはようございます。議案第20号になりますか、平成25年度函館市地方卸売市場事業特別会計補正予算に関連しまして、市の青果物地方卸売市場並びに水産物地方卸売市場の取扱高の実態について、近年、取扱高の減少が著しいわけですよ。それで、ちょっと二、三質問させていただきたいと思います。

まず最初にですね、水産物の取り扱い、両市場の取扱高の推移についてどのようになっているか、お聞きいたします。

○農林水産部市場課長(藤谷 博之) 本市の両卸売市場の取扱高の推移でございます。

平成5年度から平成24年度までの20年間の取扱金額で申し上げますと、青果市場では平成5年の215億円をピークに減少傾向が続きまして、地方卸売市場に転換しました平成21年以降は横ばいで130億円台を推移しておりましたが、昨年度は再度減少しまして、ピーク時平成5年度対比で約43%減の122億円にとどまっております。

また、水産市場ですが、平成11年度の248億円をピークに減少傾向が続きまして、平成20年度には200億円代を割り込んだところで、昨年度はピーク時の平成11年度対比約33%減の165億円となっております。

以上です。

○出村 勝彦委員 それでですね、両卸売市場ともにですね、取り扱いが大きく減少したのはわかりました。その大きな要因はどのようなことですか。また、今後の課題についてもですね、お聞きしておきたいと思います。

○農林水産部市場課長(藤谷 博之) 市場取扱高の減少の要因ですが、この減少の要因、全国的な傾向でございまして、農水省の統計によりますと、平成22年度の全国の中央及び地方をあわせた卸売市場の取扱量は平成13年度に比べまして、青果で76%、水産で67%にまで減少してございます。この大きな要因といたしましては、流通形態の大きな変化に伴います市場外流通が拡大したこと、また少子高齢

化の進行、ライフスタイルの指向や変化などに伴って、生鮮食料品の消費が減少していることなどがあげられます。この傾向ですけれども、本市の両卸売市場につきましても例外ではございません。特に産地市場としての機能をあわせ持つ水産市場につきましても、これらの要因に加え、公海いか流し網漁の禁漁、海外遠洋いか釣り漁からの撤退、またさらには、近年では、近海漁業生産の低迷も大きく影響しているところです。卸売市場を取り巻く環境ですが、全国的な流通構造や社会環境の変化といえます外的要因で厳しさが増してございますが、このまま推移しますと、当然ながら市場関係者の経営体力の消耗は避けられません。結果としまして、卸売市場の健全な運営にも支障を来すということが懸念されますので、市としましては両市場関係業者の経営改善と安定化、これが喫緊の課題であると考えてございます。

以上です。

- 出村 勝彦委員** 市場のですね、開設者として、市民生活の、生鮮食料品の安定供給を図ると同時にですね、加えて水産加工業者への原料の安定供給の両面でですね、市場運営の安定に向けた今後の対応について、また、将来の市場のあり方についてどのように考えていかれるのか、伺っておきたいと思えます。

また、両市場の機能を高めるための努力として、市場関係者や関係業界などから積極的に御意見を聴取し、市場の活性化を図るよう努力すべきと思いますが、どのように対処されていかれるのか、伺っておきたいと思えます。

- 農林水産部長（小上 一郎）** 出村委員から、開設者としての今後の取り組みということでのお尋ねでございます。

先ほど出村委員からもお話ございましたとおり、この両市場、市民への生鮮食料の安定供給ということだけでなくですね、やっぱり水産加工業等への原料供給という大変重要な役割をこれまで担ってきたところでございます。この機能、これがなくなりますとですね、函館の市民の食生活、それと関係する産業への大きな影響ということも懸念されますので、我々としてはこの機能を維持、確保していくことに全力をあげていかなければならないというふうに考えております。こういった中でですね、我々も市場関係者のこういった経営状況を鑑みながら、平成21年度、23年度にですね、使用料等の見直し等も行ってきました。

また、一方ではですね、取り扱い減少の要因となっております生鮮の青果物、水産物の消費の減少、これを何とかしなければならないということで、市場関係者ともですね、協力した中で、料理教室、それから高校生を対象とした料理のコンテストなどを開催してですね、そのほかまた、学校給食、これらに食材を市場から提供していただくということも取り組みをしてきてですね、何とか市場の底上げ、需要の底上げをということで取り組んできたところでございます。ただ、いずれにしても、この市場を取り巻く環境、今後さらに厳しさを増すということも予想されます。特に青果物市場ではですね、消費地市場という、中央市場時代からですね、消費地市場という、そういう役割を担ってきておまして、今の人口減少、これが非常に消費量を大きく下げている要因もございますので、こういった減少はこれからは続くのではないかとというふうに考えております。我々としてはですね、そういった中でも、卸売市場がその機能を発揮を続けることができるというふうにですね、的確に環境の変化を捉えながらですね、

適切な施策の展開を検討してまいりたいと考えておりますし、ただいま出村委員のほうから御提言のありました市場関係者と協力のもと、いろいろなお話し合いの場を設けながらですね、市場の取り組み、これからも努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○出村 勝彦委員 いいですよ。

○委員長(工藤 篤) 次に質疑ございますか。はい、井田委員。

○井田 範行委員 それでは、何点か確認させていただきます。順番に従いまして、まず、一般会計の補正の関係でございます。商工費の中で、中活の関係で、電停整備費の増ということで、350という数字が出ていますけれども、この理由とですね、最終的にでき上がり、どのくらいを予定されているのか、お聞きしたいと思います。

○経済部参事1級(上戸 泰雄) 電停整備費についてのお尋ねであろうかと思ひます。

函館駅前電車停留場の整備に当たりましては、12月の市議会におきまして、繰越明許費として御承認いただき、来年度に仮設電停の設置や新設電停のプラットホームの製作、上屋の設置に関する工事を実施する予定であります。全国的な資材の高騰や労務単価の上昇などにより、公共事業で落札業者が決まらない入札不調となる事例が生じてきていることから、平成26年1月30日付けで、国から本年2月から適用する公共工事設計労務単価について通知があり、その内容は、平成25年度当初より、労務単価が全職種単純平均で7%以上上昇したことから、特例措置を講じるというものであります。市といたしましても、平成26年2月1日以降に契約した工事のうち、旧労務単価を適用し、予定価格を積算した契約については、新労務単価に基づく契約に変更できる特例措置を講じることとし、このたび改めまして新単価による積算を行ったところ、電車停留場整備事業費について、350万円が増額となったことから、補正予算をお願いするところでございます。なお、本事業の最終的な事業費は、実施設計も含めまして、8,350万円となる予定でございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 最終的には8,350万円ということで、非常に大きな数字なのかなというふうに思っております。これ12月にもちょっと話あったかもしれませんが、駅前の電停、8,000万円。私どうも8,000万円という数字。駅前の電停整備するのは違和感ないんですけれども、恐らく私も皆さんも、8,000万円もかかるのかなと。恐らく、私も専門家じゃないんでわからないんですけれども、非常に高いというイメージがあります。で、当初は平成25年度、今年度を予定していたけれども、どうしても、ある理由でもって繰り越しということなんですけれども、その理由というのを再度確認させていただきたいんですけれども、よろしくお願ひします。

○経済部参事1級(上戸 泰雄) ずれ込んだ理由と申しますか、12月段階で繰越明許になったことについてのお尋ねであろうかと思ひます。

函館駅前電車停留場の整備に当たっては、平成25年度内の完成を目指し、実施設計を行いながら、軌道法に基づく、国や道との認可申請に向けた事前協議を行ってきたところでございますが、度重なるJR北海道の事故や札幌市の市電路線延伸協議などにより、協議先であります国土交通省北海道運輸局との協議に時間を要したところであり、結果、北海道知事の認可が12月になったところでございます。こうしたことから、年度内完成が可能な上屋製作にかかわる工事と現場での工事が主となる仮設電停の設

置や新設電停の整備の2つに分割し、仮設電停の設置、新設電停の整備につきましては、12月の議会で繰越明許として御承認いただいたところで、年度内工事につきましては、1月21日に入札を行ったところでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 理由がそういうことであれば、なんとも私もコメントしようがないんですけども。それですと、遅れることによって、完成が遅れるというのは理解できるんですけども、どんなリスクって考えられますか、完成するのが遅れる以外のリスクで。

○経済部参事1級（上戸 泰雄） ずれ込んだことによるリスクでございますけども、やはり、利用者である市民並びに観光客に御迷惑をおかけすることと思っております。ですが、よりよい景観をつくるための施設として予算を付けていただいているものですから、夏の観光シーズンまでには完成させたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○井田 範行委員 上屋のほうは先に発注されたということで、据え付けとか、土木関係の工事が新年度ということなんですけれども、4月から消費税の関係が出てくると思うんですけども、当然かかってくることになると思うんですけども、その確認と、この遅れたことによって多くなる分って、誰が払うべきだというふうに思われますか。

○経済部参事3級（阿部 貴樹） 消費税についてのお尋ねでございますが、このたびの繰越明許費につきましては、先ほどからも御説明しておりますが、消費税が4月から8%となり、繰り越しする工事費には増税分を上乗せして発注する必要があります。その部分といたしまして、来年度につきましては、現場の工事が主となる仮設電停の設置や新設電停の整備につきまして消費税が増額となりますことから、その部分の増額分といたしまして約120万円ほど見込んでおりまして、その増額分につきましては、今回の繰越明許費の中に含んでおります。

それともう一つ、誰が支払うべきかという部分につきましては、やはりこれ市の事業でございますので、市のほうが支払うべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○井田 範行委員 わかりました。遅れた理由は仕方がないと思うんですけども、これ12月に言えばよかったんでしょうけれども、例えば、消費税の部分クリアするため、何か私が承知している範囲では、3月中に発注して、ある程度かかると、その部分クリアはされるという話もあったんですけども、それでもなかなか難しかったのかもわかりませんが、いずれにしても、これから土木工事も恐らく入札あると思うんですけども、できるだけリーズナブルな形でよろしくお願ひしたいと思います。

次、議案の65号から69号、これ指定管理者の関係でございますので、まとめてお聞きさせていただきたいというふうに思います。

まず65号なんですけれども、これ水産市場の指定管理者ということで、指定管理を導入する目的、さらには予測される効果についてお聞きしたいと思います。

○農林水産部市場課長（藤谷 博之） 指定管理者制度でございますけれども、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図ることを目的に創設され

た制度でございますけれども、具体的には、民間事業者にとっては、公共の分野で事業の機会が拡大する。行政にとっては、公の施設の管理コストを縮減することができる。また、市民の皆さんにとっては、施設利用に当たってのサービスが向上する、のような効果が期待できるところでございます。今回の水産市場の指定管理者の導入につきましても、民間事業者に管理を委ねることで、民間事業者の事業機会を拡大する、それから市の市場運営コストを縮減する、そして縮減したコストの一部を財源として有効に活用するという効果を期待してございます。この度の指定管理者制度の導入につきましては、市民への生鮮水産物の安定供給という市場の使命を今後も確実に果たすために、以上の3点の効果を発揮させて、厳しい経営環境下でございます市場関係者の負担軽減など、その存続でき得る環境づくりの一助とするものでございます。

以上です。

○井田 範行委員 指定管理者の導入目的、コストとサービスということで予想される効果もいろいろ御説明いただきました。コストの削減の部分でお聞きしたいんですけども、資料には、管理委託料が役2億3,000万円ということで、これ3年だと思うんですけども、出ました。で、そのコストダウン額、財政的な効果ってどのくらいあらわれるのか、お聞きしたいと思います。

○農林水産部市場課長（藤谷 博之） 財政的な効果につきましてですが、当初市では、指定管理者制度導入によって、市場の運営コストの縮減額は単年度当たり、3カ年平均になります。約555万円を見込んでいたところでございます。このたびの指定管理者候補者から提案金額が市の設定しました債務負担行為限度額を382万円下回ったところでございます。従いまして、その財政的な効果につきましては、当初見込みを127万円上回る、約682万円になったところでございます。

以上です。

○井田 範行委員 3年間で127万円ということか。（「単年度の平均」の声あり）単年度で、127万円。わかりました。一定程度の効果があることが確認できました。それで今回、先ほど今、同僚の委員からも水産市場の特殊性ということでもっていろいろ御議論あったと思うんですけども、特例っていうのは少しは理解はしているんですけど、まずその理由を確認したいのと、それと3年っていうことなんで、平成29年以降、3年先のことなんですけども、この辺について特例も継続されるのかどうかお聞きしたいと思います。

○農林水産部市場課長（藤谷 博之） 市場につきましては、一般的な公の施設と異なりまして、一般市民に利用に供する施設ではなくて、生鮮水産物の適正な取り引き、また、生産、流通の円滑化を図って、市民等への生鮮水産物等を安定的に供給すること、そして間接的に市民福祉の増進を図る施設でございます。また、市場ですが、卸売業者が水産物等を集荷し、仲卸人や買い受け人に卸売りすることで機能しまして、市場の設置目的を達成しているところでございます。特に、市場施設の利用等に関しましては、業者間にこれまで築かれましたさまざまな慣習、ルールがございます。これらを熟知した団体でなければ円滑な業務の代行は難しいところでございます。こうした中で当該候補者は市場内に事務所を構えまして、活動の拠点にしていますし、市場機能を発揮する上で中心的な役割を担ってございます。また、他のほとんどの市場関係者とかかわりをもつなど、指定管理者として業務を代行するために必要なノウハウや知識、経験を唯一市内で有している団体でございます。従いまして、公の施設に係る指定

管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項第1号の規定に基づきまして、特例で指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、今回3カ年の委託期間になります。その後についてでございますけれども、平成29年度以降につきましては、今回の指定期間において、指定管理者による管理運営が協定書または業務処理要領などに沿って適切に履行されているかどうか、そういうものをモニタリングして、評価した上でその後判断したいと考えてございます。

以上です。

○井田 範行委員 平成29年度以降の話なんですけれども、モニタリング、評価した上で判断したいということは、選択肢として公募もあり得るとも聞こえるんですけれども、それはその時じゃなきゃわからないということなのか、どうなのでしょう。

○農林水産部市場課長（藤谷 博之） 基本的には今申しましたような理由で、今回、指定しました業者に継続していただくことが望ましいと考えてございます。ただ、その管理内容が不適切な内容がございましたら、その場合は、ということでお答えいたしました。

以上です。

○井田 範行委員 はい、わかりました。私もここ本当に指定管理者になじむのかどうか、ちょっと特殊な施設だというのは十分承知はしているんですけれども、ただ、これは質問にしませんけれども、要するに指定管理者、特例でずっと仮にやるのであれば、業務委託とか包括委託とかいろんな方法もあるんで、そういうのも検討が必要だったのかなというふうに感じております。これは質問じゃありません。

次にいきます。議案の第66号、第67号、第68号、これは公の施設の都市公園、五稜郭公園、昭和公園の更新の関係であります。私が非常に気になったのは、今、水産市場は3年という契約で特例ということなんですけれども、都市公園が同じく特例で3年、五稜郭公園が特例で1年、昭和公園は公募で3年ということで、3施設、恐らく更新なんですけど、ばらついているんですよね。まず、この理由についてそれぞれお聞きいたします。

○土木部緑化推進課長（松村 由紀夫） 都市公園の指定期間についてのお尋ねでございます。

公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱では、公募の場合の指定期間は原則5年間とし、公募せずに特定の団体を選定する特例措置では3年間としております。今回の都市公園につきましては、特例措置による選定であることから、指定期間を3年間としたところでございます。昭和公園につきましては、公募としたことから、原則では5年間の指定期間になるところですが、都市公園管理について市民サービスの向上と経費の抑制を図ろうとする観点から地区割りでの管理や一部の大規模公園の公募化など新たな枠組みの構築について、市の業務執行体制についても整理しながら、検討を進めているところでございまして、次の都市公園の指定管理者の選定には、昭和公園も含めて、新たな都市公園の管理の枠組みを反映させたいと考えておりますことから、現在、特例措置により3年間としている都市公園の指定管理期間とあわせ、3年間としたところでございます。また、五稜郭公園につきましては、奉行所と一括で指定管理することについて検討を進めておりまして、これまで全市一括の都市公園の管理に含まれていた当該公園を分離いたしまして、平成27年度に行われる奉行所の指定管理者更新にあわせ、1年間の特例措置とさせていただいたところです。

以上でございます。

○井田 範行委員 まず、公募を3年とした理由というのは、これから分け方、恐らくブロック単位で分けるのか、そういうのも含めて3年で、新たな体制を構築しますよということだとわかりました。で、五稜郭公園の1年というのは、1年後には奉行所と公園管理をセットで動く予定なので、とりあえず1年に合わせましたよという受け止めでよろしいんですか。

○土木部緑化推進課長（松村 由紀夫） 現在、一括で指定管理を行うことについて、奉行所の所管でございます教育委員会の方と事務的な調整をさせていただいております。その中で幾つか、現時点で教育委員会の方のお話もあるんですけども、クリアしなければならない課題が幾つか出ておりますので、今現在間違いなくということに関しては御答弁ちょっとできないという状況でございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 それも視野に入れて検討は進めるということ。まだ決まってはいませんよ。ただ私も、奉行所の管理と公園管理、効率的という部分では一体の管理がいいというのは誰でもわかることなんでしょうけども、ジャンルからいってなじむのかどうかということも、いいとも悪いとも言える状況じゃないんで、その辺はしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

今回の議案3つというのは、それぞれ更新ということなんですけれども、年額になろうかと思うんですけども、管理委託料、これ増減があったのかどうか、もしかしてあったとすればその理由、ふえたのか減ったのか含めてお聞きしたいと思います。

○土木部緑化推進課長（松村 由紀夫） 委託管理料の増減についてのお尋ねでございます。

平成25年までは、五稜郭公園と昭和公園が都市公園の管理委託に含まれておりましたが、平成26年度においては、都市公園から五稜郭公園と昭和公園を分離し、昭和公園については公募としたことなどから、また、3つの管理委託で、指定管理期間が異なりますことから、平成25年度と平成26年度の単年度分ということで比較をさせて御説明させていただきたいと思います。

まず、平成25年度の委託料でございますけれども、五稜郭公園と昭和公園を含む都市公園といたしまして、5億2,431万1,000円ございました。平成26年度につきましては、3つの管理委託を合計しますと、5億3,842万5,000円となり、平成25年度の管理委託料と比べ、1,411万4,000円の増となりますが、平成26年4月から施行される消費税増税に伴う影響について、若干下回っているというような状況になっております。

以上でございます。

○井田 範行委員 結論を言うとほぼ横ばいということはわかりました。

それで今回、特例が2議案、公募が1議案ということなんですけれども、それぞれの施設の公募の考え方についてお聞きしたいと思います。

○土木部緑化推進課長（松村 由紀夫） 各施設の公募についての考え方のお尋ねでございますが、五稜郭公園につきましては、平成27年度以降、公募により指定管理者の選定をしたいと考えております。都市公園につきましては、市民要望に関する処理や町会委託など公社がこれまで培ってきたノウハウが必須となる業務内容もございます。また、公募の拡大に伴いまして、市の業務執行体制の変更あるいは拡充というようなことも必要かなというふうに検討している段階でございます。他の公園も含めまして、

公園管理の新たな枠組みの構築を図りながら、公募の拡大に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井田 範行委員 わかりました。私も何でもかんでも公募すればいいとも思ってないんですけども。でも少なくとも公社っていうのは一定の役割を今までも担ってきてますし、今後も担うべきだというふうに思ってますので、そのすみ分けっていうのかな、そういうのはやっぱりきちっとしていただきたいというふうに思っております。

次に、議案第69号、これは市営住宅の指定管理なんですけれども、これは今度、特例で4年なんですよね。で、何ですかということ。

○都市建設部住宅課長（神 重幸） 4年間の指定期間についてのお尋ねでございます。

指定管理者の指定期間につきましては、市の公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱では、公募せずに特例措置により選定する施設は3年となっておりますけれども、特別な要素を勘案する必要がある施設につきましては、相当の期間というふうになっております。それで、市営住宅につきましては、一時的に不特定多数の市民に利用される他の公共施設とは異なりまして、住宅に困窮する低所得者の生活の場といたしまして、長期的に使用されるという非常に特殊なところもっております。それで、入居者に安心感を与えるためにも長期的あるいは安定期に指定管理者を指定することが、適切であるというふうに考えておまして、北海道が定める市内の道営住宅の指定期間であります4年間というものを参考にして指定期間を定めてきたところでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 4年間、道にあわせたいということなんですけれども、道に合わせないで、先ほど安定提供っていうのは、5年でも6年でもいいような気はするんですけども。そこで、これも更新です。先ほどと同じ質問になるんですけども、管理委託料、増減があったのかなかったのか、あったとすれば、その理由もあわせてお聞きしたいと思います。

○都市建設部住宅課長（神 重幸） 委託料の増減についてでございます。

平成25年度までの委託料は、1年間当たりで4億479万円となっておりますけれども、平成26年度からの委託料は、1年間当たりで4億1,835万1,000円となっております。平成25年度と平成26年度を比較いたしますと、1,356万1,000円の増額となっておりますが、その理由といたしましては、平成25年度までは管理委託料と別に予算計上しておりました定期点検業務委託料194万円を、今回管理委託料に組み入れたということと、それからその他につきましては、消費税が5パーセントから8パーセントに増額した影響の1,162万円によるものでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 わかりました。これもほぼ横ばい、特別な理由がない限りは横ばいだということがわかりました。

で、今回も特例を使われたんですけども、公募に対する考え方についてお聞きしたいと思います。あわせて次の質問も一緒にしちゃいますけれども、聞いているところによると道営住宅は公募されているという話も聞いているんですけども、函館市の市営住宅は特例とする理由もあわせてお聞きしたいと思います。



います。

○**都市建設部住宅課長（神 重幸）** 市営住宅の管理業務につきましては、入居者の決定あるいは使用料などにかかわる業務がございます。で、個人のプライバシーの管理の問題など入居者に与える安心感それから公共性、公平性の確保のほか、特に市営住宅にありましては、高齢者、障がい者、生活保護者への適切な対応など福祉施設や行政的な判断を含めたワンストップ対応ができる者が担う必要がございます。しかしながら市内には、このような特殊な管理業務を行う事業者となりますと、現在のところ公社でありまして、また北海道が行っております公募結果を見ましても、民間において見当たらない現状もございますので、当該公社を特例措置により選定したところでございます。今後におきましては、民間などにおきまして、市営住宅の管理業務の特殊性に関しまして、高度な対応力を備えた指定管理者の担い手が出てきたというふうに判断される場合には公募方式での選定も検討したいと考えておりますけれども、ただ、民間企業の場合ですと、やはり経営状況の悪化による撤退など不安要素も多いですので、慎重に対応したいと考えております。

それから、道営住宅は公募で、市営住宅は特例ということなんですけれども、道営住宅につきましては、管理戸数が100戸以上の場合は公募と、それから100戸未満の場合は公募せずに所在の市町に指定することを基本として、地域の実情にあわせて選定しているというふうに聞いております。

市営住宅の管理業務につきましては、入居者の決定や使用料などにかかわる業務、それから個人のプライバシーの管理の問題ということで、入居者に与える安心感それから公平性、公共性といった担保のほか、特に、先ほども申しましたけれども、高齢者、障がい者、生活保護者への適切な対応が求められますし、福祉施設、行政的な判断を含めたワンストップ対応ができる公的機関が担うことが必要であると考えているところです。一般財団法人函館市住宅都市施設公社は、市営住宅の円滑かつ適正な管理体制を確立することを目的に昭和63年に市が全額出資して設立したものでございまして、市営住宅の管理業務に対し求められる高度な対応力といったものを備えているというふうに考えておりまして、市営住宅等の管理業務全般を一括して長期安定的に受託できる事業者といたしましては現在のところ公社しか見当たらない現状にありますので、当該公社を特例により選定したところでございます。

以上でございます。

○**井田 範行委員** 先ほど、土木部の公園の話でも言ったんですけども、確かに公社の必要性、プライバシーの部分とか安心感の部分では確かに大きいとは思いますが、永遠にそのままというふうには、皆さんも当然思っていないと思うので、本当に公社がやらなきゃならない部分と、ある程度民活を使って、活性化できる部分もきっとあるかもしれませんので、その辺きちんとすみ分けしていただければというふうに思っております。この議案につきましては、終わらせていただきます。

で、最後の議案、追加で出ました93号でございます。これにはですね、本会議の中でも提案説明の中で、クレーンの復旧と、故障ということで提案理由述べられていたんですけども、補正する大型クレーンの故障の経過と対応状況について、まずお聞きしたいと思います。

○**港湾空港部次長（松塚 康輔）** 大型クレーンの故障の経過と対応についてのお尋ねですけども、今年の2月17日にメンテナンス業者の三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社が毎月の月次点検を行ったところ、荷役作業を行う際に大型クレーンが転倒しないよう車体を安定させるアウトリガーが作動し

ない状況となり、故障箇所の原因究明を行った結果、アウトリガーの部品の一部である油圧バルブとリレーユニットの2箇所において異常が確認されたところでございます。メンテナンス業者である三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社が、故障箇所の部品の在庫状況を確認したところ、油圧バルブについては、自社製の在庫品がなく、製作から納品まで2カ月程度を要する、リレーユニットについても在庫品がなく、製作から納品まで1カ月程度を要するとの報告がなされました。その後、故障した部品の在庫確認を数社へ問い合わせたところ、油圧バルブについては、代替品の在庫品があり、1週間程度の納品が可能であることが確認されたところでございます。港町ふ頭コンテナヤードでは、2月21日に定期コンテナ船の寄港によるコンテナ貨物の荷役作業が行われる予定であったため、荷役作業への対応を最優先とすることとし、株式会社函館貿易センターに対し、代替えクレーンの手配を依頼したところでございます。なお、大型クレーンにつきましては、3月中旬、来週ですが、故障した部品のリレーユニットが納品され次第修繕を行い、復旧する予定となっております。

以上でございます。

○井田 範行委員 クレーンのアウトリガー故障ということで、定期点検でわかったということでありませう。予算額が1,000万円強出ているんですけども、非常に大きい数字だと思うんです。これももしかして内訳分ければ教えてください。

○港湾空港部次長（松塚 康輔） このたびの復旧にかかる経費の内容についてのお尋ねですが、このたび補正予算にてお願いしております経費につきましては、荷役への対応経費でございまして、代替えクレーンの使用料4回分618万円、代替えクレーンの運送料や組み立て、解体料などの段取り経費が413万9,000円、合計で1,031万9,000円でございます。また、大型クレーンの修復に要する経費といたしまして、油圧バルブとリレーユニットの修繕にかかる経費を要しますが、現在見積もりを依頼中でございまして、数十万円程度ということをお聞きをしておりますので、この額につきましては、既定予算内で対応するものでございます。

○井田 範行委員 わかりました。特殊なものだから、このくらいかかっちゃうのかなというふうに思っております。ただ先ほど、コンテナ船には影響のないような形でもって対応されているということなんです。私なぜこれ気になったかという、確か私の記憶で言うと、春だったと思うんですけども、去年の春頃にもワイヤーがトラブル起こして何か1回補正あったということ。で、また今回ですよ。1年間でこうやって大きいのが2回も、それ以外にも小さいものがたくさんあるのかもしれないけれども、議会に出てくるのが2回もあるんですけども、どんなふうに感じているのか。また、定期的に先ほどメンテナンスするってということだったんですけども、そのメンテナンスの管理体制を含めてあわせて聞きたいと思っております。

○港湾空港部次長（松塚 康輔） 故障やメンテナンスなどについてのお尋ねでございます。

大型クレーンにつきましては、設置後9年が経過しております。15年程度とされる耐用年数期間内ではございますが、経年劣化などによる部品の損傷は、この度の故障以外にも発生している状況でございまして、その都度、損傷箇所の修繕や部品の交換を行っているところでございます。しかし、昨年4月には、コンテナをつり上げるワイヤーが損傷し、今回と同様、部品の交換に時間を要する箇所の故障により、クレーンを使用できない状況に至ってしまったところでございます。そのため、故障への迅速な

対応に備え、予備部品の確保に努めているところでございますが、クレーンは、大変多くの部品から成り立っているため、故障箇所を予想し、その全ての予備部品を確保することは現実的には困難であります。従いまして、月1回の月次点検と年1回の年次点検をさらに徹底するとともに、予備部品の確保や計画的な修繕など、クレーンの良好な状況、状態の確保に一層努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井田 範行委員 これからもメンテ、力を入れるということなんですけれども、私は今回コンテナ船には影響がないということだったんで、代替え来るんですけれども、仮にもしかして来る船に壊れてました、使えませんかという話になると大変なことになると思うんですけれども、ほかの、北海道含めて、いろんな港あると思うんですけれども、その辺は、同じ体制でやっているものなのか、リザーブ含めた複数の台数でやっているいろんな話も聞くんですけれども、その辺のほかの状況についてお聞きしたいと思います。

○港湾空港部次長（松塚 康輔） 他港の状況についてのお尋ねですが、他港におきまして、当市の所有するジブクレーンに比べ、より荷役能力や性能に優れたガントリークレーンを導入しておりますが、軽微なものから作動できないような大きな故障まで、大小さまざまな故障が発生しているというふうにお聞きしております。このたびのような故障発生時の他港の対応状況につきましては、ガントリークレーンを複数機所有して、代替えクレーンとしてジブクレーンを所有していたり、地元業者により修繕や代替えクレーンのリースが迅速にできるなどにより、故障時においても、荷役作業への迅速な対応が可能と聞いております。

以上でございます。

○井田 範行委員 ガントリークレーンってちょっと名前が違うようなんですけれども、それで、複数持っている。じゃあ函館は複数持ったらいいんじゃないのと、恐らくお金の話出てくると思うんですけれども、どうですか、これは。

○港湾空港部次長（松塚 康輔） 複数機のお話なんですけれども、函館のコンテナヤードには、週1回コンテナ船が来ておまして、そして大体コンテナを1回50本程度積み卸しするわけなんですけれども、そうした場合、2機必要なのかどうか、費用対効果も考えながら考えていかなければならないと思ひまして、ちょっと2機は必要ではないんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○井田 範行委員 まあ確かに週1回のために複数台置くというのはちょっと難しい部分は理解します。

それであの、最後の質問になるんですけれども、先ほど耐用年数は一応15年、今9年目だということで、前回のトラブルはちょっと意味違うのかもわかりませんが、あまりにもトラブル多くなれば、当然メンテナンス費用もかかるわけですし、確かに年数は経ってないのかもしれませんが、更新という選択も当然出てくると思うんですけれども、その辺の考えについて最後にお聞きしたいと思います。

○港湾空港部長（平井 等） クレーンの更新時期についてのお尋ねでございます。

先ほどもお話ししておりますけれども、このクレーンにつきましては、平成17年の3月に初めて設置

して、9年経ったということで、耐用年数にいたしますと、15年程度ということでございますので、できればですね、その耐用年数まで、平成30年の前半くらいですけれども、何とかですね、それまでできれば使用したいというふうに考えてございます。しかしながら、こう度重なる故障を起こされるとですね、その都度結構な金額かかるということでございますので、修繕の状況を見ながら、それと、先ほども他港の状況をお話ししましたけれども、修繕等に迅速に対応できるようにということで、できれば地元業者によって修繕等をできればということで、そういったことも検討しながら、更新の時期を見定めたいと、このように考えております。

以上でございます。

○井田 範行委員 わかりました。複数台、週1回のために複数台はないよと。で、新規購入というのいろいろ財政事情を考えると15年もたせたい。ただメンテナンス、壊れたにしてもすぐサポートできる体制については強化されるということなんで、その辺、特殊な部品らしいですけれども、ぜひ、メンテナンス強化しか現時点では言えないと思いますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長(工藤 篤) はい。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤 篤) なしの声が出ておりますので、質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室ください。

(経済部・農林水産部・土木部・都市建設部・港湾空港部・榎法華支所産業建設課 退室)

---

(企業局 入室)

○委員長(工藤 篤) 次に、議案第24号平成25年度函館市水道事業会計補正予算以下議案4件を一括議題といたします。御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤 篤) ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室ください。

(企業局 退室)

---

○委員長(工藤 篤) これより各事件に対する協議を行います。

先ほどの質疑等を踏まえ、当委員会付に付託された議案17件に対して、委員間で協議すべき事項はございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤 篤) ないようですので、これより、議案第15号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下、議案17件について、順次、各会派の賛否をお伺いいたしますが、発言の際には、賛否理由につきましても、あわせて御発言をいただきますようお願いいたします。

最初に市政クラブさん、お願いします。

○出村 勝彦委員 全議案について、原案可決。理由は、妥当。

- 委員長（工藤 篤） わかりました。次に、民主・市民ネットさん、お願いします。
- 福島 恭二委員 市政クラブさんと同じでございます。
- 委員長（工藤 篤） はい、理由も同じとすることで結構ですね。次、公明党さん、お願いします。
- 松宮 健治委員 全て賛成で、特に問題なしで妥当だと思われます。以上です。
- 委員長（工藤 篤） はい、わかりました。次、市民クラブさん、お願いします。
- 井田 範行委員 全部マルです。ちょっと疑問があったところも、今の質疑である程度整理されたので。
- 委員長（工藤 篤） はい、わかりました。日本共産党さん。
- 本間 勝美委員 私も疑問に思っている点があったんですが、先ほどの井田委員の質疑の中で疑問点が解けましたんで、全部マルです。
- 委員長（工藤 篤） 一通りお聞きしましたので、各会派の採決態度の確認をいたします。  
全てマルと。各会派さんとも全てマル。若干の疑問点は、質疑の中で了承されたということですので、そういうことでよろしいかというふうに思いますが、各委員からほかに御発言ありますか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（工藤 篤） ないようですので、発言を終結し、これで協議を終わります。  
ここで事務調整のため、再開目途を11時10分として暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

---

午前11時13分再開

（経済部・農林水産部・土木部・都市建設部・港湾空港部・榎法華支所産業建設課・企業局 入室）

- 委員長（工藤 篤） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
これより各事件について採決いたします。
- 議案第15号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第16号平成25年度函館市港湾事業特別会計補正予算、議案第20号平成25年度函館市地方卸売市場事業特別会計補正予算、議案第22号平成25年度函館市風力発電事業特別会計補正予算、議案第24号平成25年度函館市水道事業会計補正予算から、議案第27号平成25年度函館市交通事業会計補正予算まで、議案第50号函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正について、議案第65号公の施設の指定管理者の指定についてから、議案第69号公の施設の指定管理者の指定についてまで、議案第71号区域外道路の認定の承諾について、議案第92号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、及び議案第93号平成25年度函館市港湾事業特別会計補正予算の以上17件を一括して採決いたします。
- 各案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（工藤 篤） 異議がありませんので、各案は、原案のとおり可決いたしました。  
ここで理事者は御退室ください。
- （経済部・農林水産部・土木部・都市建設部・港湾空港部・榎法華支所産業建設課・企業局 退室）

○委員長（工藤 篤） お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 篤） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました事件はすべて議了いたしました。

---

## 2 調査事件

### (1) 街の顔としての函館駅前通のにぎわいづくりについて

#### ○委員長（工藤 篤）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件にかかわり、前回の委員会において、正副委員長から、これまでの調査を取りまとめた資料を改めて示させていただき、その上で協議を行うことを確認していた。
- ・ 本日、これまでの調査の概要について、皆様のお手元に資料を配付しているので確認願う。
- ・ 私から概要を簡単に説明させていただく。まず、1の「当市の取り組みについて」は、中心市街地トータルデザインをもとに調査を行い、明らかになった市の考え方や委員の主な発言を、次に、2の「他都市の取り組みについて」は、宮崎市、台東区における行政調査の調査事項と委員の主な発言を、そして、3の「当市における課題・問題点等の抽出」については、当市や他都市の取り組みの調査を踏まえ、協議を行った際の各委員の発言を課題・問題点等として、内容別に整理したものを、最後に、4の「函館都心商店街振興組合との懇談会」については、先日、会議記録を各委員にお配りしたが、今後の調査の参考になると思われる懇談者の発言を、それぞれ記載させていただいた。
- ・ 以上のとおり、これまで種々調査を重ねてきたが、特に、先月開催した函館都心商店街振興組合との懇談会については、地域の声を直接伺うことにより、今後の調査の方向性も見い出されたものと考えている。
- ・ 今後の調査の進め方については、後ほど、各委員に相談させていただくが、その前に、本資料を含め、これまで行った調査にかかわり、各委員から何か発言あるか。

#### ○福島 恭二委員

- ・ アーケードのことだが、懇談した印象としては、必ずしも商店街としては、なくてもいいとか、外してもいいということは、完全に意思統一されていないと感じた。しかし一方では、理事者の説明では、撤去については、了解されているというような報告だったと思う。そこら辺の食い違いもある。印象的に言うと、必ずしもこういった問題については商店街として意見が一致、共有されていないと感じたものだから、その辺の違いをいずれまた明確に正していく必要があるのではないかと思った。

#### ○委員長（工藤 篤）

- ・ その件に関して、今の時点で私のほうで確認をさせてもらった。福島委員がおっしゃるように、行政では、都心商店街の一致した意見ではないということは承知しているようである。ただ、それは役員の中では、そういう方向性もやむを得ないだろうという雰囲気ということなので、トータルデザイン等との提起も含めて、それは全体の中で今後協議していきたいというようなことを言っていると中

心市街地の担当者からは聞いている。前段では私どものほうでは、都心商店街がはっきりそういう意思統一をしたと承っていたような気がしたので、それは福島委員がおっしゃったようなことだと思うが、この間の懇談会の中では必ずしもそうではないと、全体の中ではそうではないと。しかし、現状を分析したときには、具体的な話になると、撤去に1億5,000万円ぐらいかかるし、これまでの経過からいうと、グリーンプラザのを撤去するときには自まかないでやったが、中心市街地活性化の状況、機会をとらえて、それを少しでも圧縮することが、体力のない今の現状の中では致し方がないのではないかというような雰囲気もまた受けたわけであるから、これは今すぐ私どもそれを早急にああせい、こうせいということはできないと思う。最終的には都心商店街の全体の決定を受けて、対応しなければならぬと今の段階では思っている。

#### ○福島 恭二委員

- ・ これも、懇談会をやってみて初めてわかったことなんだけれども、懇談会を開かない中では我々、行政から説明を受けたことだけを信じるわけであるから、そういう点では、アーケード撤去については、了解されていると言っていたが、そうではないということがはっきりわかった。わかったという点では、老朽化しているからこれは使えないだろうと、だからこの際それは撤去してもやむを得ないだろうと。具体的に言うと、新しいのを付けるのか、付けないかっていうことについてはまだ、決定はしていないと、意思統一はされていないということだと思う。

#### ○委員長（工藤 篤）

- ・ この間の懇談会の中では、まず撤去をして、これは理事長の考え方だが、そしてそれが年数経った中でどうしても必要であるならば、その時の体力に合わせてまた考えていかなければならぬだろうというようなおっしゃり方をしていたような気がする。なので、今撤去して、すぐアーケードをつくるということではなく、当面、地中化の問題なり、歩道を高齢者にやさしくするなり、それからアーケードの代わりになるかわからないが、日差しとかに対する日よけとか、それは考えていると。それをやる場合については、商店街として一定の方向性というか、ある程度、統一した対応の中でやっていきたいということを確認おっしゃったような気がする。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 老朽化しているから取りたいということについてはやむを得ないだろうという判断をしたようだ。しかし、新しくつけるかつけないかということは、ないよりもあったほうがいいんだということもわかった。だから、必ずしもつけるということもはっきりしないし、撤去してなくてもいいんだということも意思統一されていない。組合として主体性がない。自分たちで絵を描いて、こういうものがほしいという何か明確に示すべきではないかと思う。行政の言いなりになっているみたいな感じである。あれではちょっと大門の人はかわいそうだという感じがした。

#### ○出村 勝彦委員

- ・ 私の受けた印象では、アーケードはないよりはあったほうが良いと言っていたが、あったほうが良い。ただ、中で統一して、その費用の問題で、体力がないからやれないという意見の人が半分くらいいる。しかし、観光地、中心市街地として、先のことを考えれば、ここは積雪寒冷地であるし、やったほうが良いというのは皆思っている。私はそう受け止めた。

○福島 恭二委員

- ・ だから、そういう点では、やったほうがいい、こうしてほしいと明確に示せばいい。その辺の意思統一がされていない。

○吉田 崇仁委員

- ・ こんなに都心商店街振興組合の意見がばらばらだと思わなかった。トータルデザインをした理事者も悪い。アーケードを撤去するというスタイルでやってきたから混乱した。これはやっぱりあったほうがよい。視察した宮崎市は暖かいところなので日差し、パラソルみたいな日よけがほしい。我々は、真冬にパラソルの下になんて座ってられない、夏はいいのだが。お祭りのときなどはいいかもかもしれないが。体力が云々ではなく、2年後には新幹線が来るのだから、街の顔として、行政が積極的に進めるべきだと思う。

○福島 恭二委員

- ・ 行政の言いなりになっているようではまずいから、住民、商店街の意見を取り入れてやってほしい。本音をもっと聞いてやってほしい。

○委員長（工藤 篤）

- ・ 体力の問題、費用の問題とか現実にある。ただ、ないよりあったほうがいいのかというのも現実。悩んでいるのは確かだと思う。

○福島 恭二委員

- ・ もう少しお金の出し方も工夫があるのではないかと思う。

○委員長（工藤 篤）

- ・ たまたま、懇談会の後、あるホテルに用事があって行ったら、都心商店街で街なか検討委員会とかという会議を開いていた。恐らく懇談後も議論をしていると思うので、その辺の推移を少しまた見ていきたいと思う。皆さんの意見は十分承っておきたいと思うので、よろしく願います。
- ・ 今後の調査の進め方について、各委員に相談だが、前回までの委員会において、確認していた調査の方向性及び委員からいただいた意見等を踏まえ、民間が主体となっていく地域活性化の取り組みについて、空き地の有効活用など土地の流動性を高める取り組みや地域の一体感を醸成するための取り組みを中心に、当市の状況や他都市の事例を含め、調査を進めてはどうかと考えているが、いかが。（異議なし）
- ・ 他都市の事例については、前回の委員会において、佐賀市における街なかの空き地を芝生広場として整備し、にぎわい再生に寄与した事例、高松市の高松丸亀町商店街における土地の流動化を高めるための取り組みが、当市において参考になるとの意見があったので、これら取り組みにかかる資料を正副で調製し、次回、皆様にお示ししたいと考えているが、その他、各委員から参考とすべき他都市の取り組みなどあるか。

○井田 範行委員

- ・ 懇談会で一番感じたのは、大門のエリアは、地権者の問題などで、地権者も回さないのではなくて、行政などきちんとした人がいれば、一定程度、動くのではないかというようなコメントが非常に印象に残っている。もしかして、その2箇所でも、そういう事例、要するに借地は行政の色を出しながら、



実際にやるのは民間という事例をぜひ調べてみたいと思うので、それも盛り込めるのであれば、ぜひお願いしたい。

○委員長（工藤 篤）

- ・ 調べさせていただきたいと思う。
  - ・ ただ今御意見があった件も含めて、次回、皆様にお示ししたい。
  - ・ その他各委員から発言あるか。（なし）
  - ・ 本件については、先ほど協議をいただいた進め方とおおり、引き続き調査を行うことを確認したので、委員会の閉会中継続調査事件とすることで、よろしいか。（異議なし）
  - ・ ただいま決定した閉会中継続調査事件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思うが、これに異議ないか。（異議なし）
  - ・ 議題終結宣告
- 

3 その他

○委員長（工藤 篤）

- ・ 議題宣告
- ・ その他、各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前11時29分散会